

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太枠で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(料金) 別表（第2条関係） 1～9 (略)</p> <p>10 健康診断料 (1)～(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,000円</u> イ (略) ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,500円</u> エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,000円</u> オ (略)</p> <p>(4) 短期人間ドック料 ア (略) イ 通院1日コース 1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,160円</u>を加算する。) ウ がんドック (ア) Aコース (BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>58,800円</u> (イ) Bコース (胃がん・肺がんの健診) 1人につき <u>39,960円</u> (ウ) (略)</p> <p>11 予防接種料 1件につき <u>240円</u>に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p>	<p>(料金) 別表（第2条関係） 1～9 (略)</p> <p>10 健康診断料 (1)～(2) (略) (3) 特殊健康診断料 ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき <u>5,500円</u> イ (略) ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき <u>3,850円</u> エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,900円</u> オ (略)</p> <p>(4) 短期人間ドック料 ア (略) イ 通院1日コース 1人につき 44,000円 (HCV抗体検査を行う場合は、<u>1,190円</u>を加算する。) ウ がんドック (ア) Aコース (BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>58,810円</u> (イ) Bコース (胃がん・肺がんの健診) 1人につき <u>39,970円</u> (ウ) (略)</p> <p>11 予防接種料 1件につき <u>220円</u>に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。） ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。 なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。</p>

12～17 (略)	12～17 (略)
18 体外受精料 (1) 採卵 1件につき <u>67,490円</u> (2) 採卵、培養 1件につき <u>98,530円</u> (3) 採卵から胚移植まで 1件につき <u>122,640円</u>	18 体外受精料 (1) 採卵 1件につき <u>67,470円</u> (2) 採卵、培養 1件につき <u>99,370円</u> (3) 採卵から胚移植まで 1件につき <u>123,480円</u>
19～25 (略)	19～25 (略)
26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>240円</u>	26 丸山ワクチン注射料 1回につき <u>220円</u>
27～34 (略)	27～34 (略)
35 検査料 1件につき、 <u>3,090円</u> に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。	35 検査料 1件につき、 <u>3,070円</u> に病院における検査委託金額（容器代等含む）に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。） ただし、遺伝カウンセリングをした場合 11,000円を加える。
36～41 (略)	36～41 (略)
備考 (略)	備考 (略)
(略)	(略)
10(3) 3,300円 3,000円 算定した額に 1.1 を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。) (略)	10(3) 5,500円 5,000円 3,300円 3,000円 9,900円 9,000円 算定した額に 1.1 を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入とする。) (略)

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和4年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。